

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正等について

平成 24 年 3 月 26 日
(株)証券保管振替機構

1 改正の趣旨

株式等の振替手数料については、平成 17 年 4 月に件数基準を導入して以降、その標準料率を段階的に引き下げてきているが※、今年度の収支状況及び来年度以降の収支見通しを踏まえ、外国株券等の振替手数料とともに、現行の 140 円/件から 130 円/件へと料率の引下げを行うこととする。

※ 標準料率は、平成 17 年 4 月に標準料率を 200 円/件とする件数基準を導入して以降、その標準料率を平成 18 年 4 月に 180 円/件、平成 21 年 4 月に 160 円/件、平成 22 年 4 月に 150 円/件、昨年 4 月に 140 円/件と、段階的に引下げを行っている。

2 改正の概要

(1) 株式等の振替手数料の料率引下げに伴う株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正

- 振替株式の振替手数料の料率を次のとおり引き下げる。

	現 行	変更後
一般振替 (標準料率)	140 円/件	130 円/件
区分口座間振替	14 円/件	13 円/件
日本証券クリアリング機構の決済に係る振替 (標準料率)	70 円/件	65 円/件

(注) 一般振替の軽減料率 (① 1 日当り 6,000 件を超える部分、② 1 日当り 500 件以下の部分、③ 単元未満の部分) 及び日本証券クリアリング機構の決済に係る振替の軽減料率 (① 1 日当り 4,000 件を超える部分、② 1 日当り 500 件以下の部分) の軽減率は、現行どおり標準料率の 50%とする。

- ・ 振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権についても、振替株式に準じた料率（一般振替：130 円/件、区分口座間振替：13 円/件、日本証券クリアリング機構の決済に係る振替：65 円/件）とする。

(2) 株式等の振替手数料の料率引下げに伴う外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正

- ・ 外国株券等保管振替決済制度における外国株券等についても、(1) に準じた料率とする。

3 施行日

平成 24 年 4 月 1 日から施行することとする。

以 上